

資料提供(投げ込み) 令和4年5月9日(月)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
政策財務部 市民税課 (電話059-229-3129)	市民税課長 植谷 三保

令和4年度軽自動車税種別割納税通知書の重複送付について

このことについて、令和4年5月1日に送付した令和4年度軽自動車税種別割納税通知書(以下「納税通知書」といいます。)の一部が重複して送付されたことが判明しました。その内容については下記のとおりです。

記

1 経過

令和4年5月1日(日)に、令和4年度軽自動車税種別割納税通知書(以下「納税通知書」といいます。)を送付しましたが、同月6日(金)午後4時頃、納税義務者の方から電話連絡があり、一つの課税物件について2通の同じ内容の納税通知書が送付された旨の指摘を受けました。

納税通知書の作成業務を委託した事業者から一括納品された納税通知書は、同年4月10日(日)時点の住民登録情報及び課税情報を基に作成されていることから、市民税課において、同月11日(月)から同月26日(火)までに転出等の理由により住民登録情報等に変更があった納税義務者(以下「住所変更等納税義務者」といいます。)に係る納税通知書を抜取り、廃棄するとともに、改めて住所変更等納税義務者に係る納税通知書を作成し送付するなどの対応が必要となります。

そこで、同課では、複数の職員が一括納品された約8万通の納税通知書の中から、440名の住所変更等納税義務者に係る納税通知書の抜取り作業と変更後の納税通知書の作成作業を進めていたところ、納税通知書の抜取り漏れにより、住所変更等納税義務者のうち52名に対して、変更前と変更後の納税通知書を重複して送付してしまいました。

2 原因

納税通知書の抜取りなど一連の作業は、複数の職員で対応していましたが、それぞれの職員が他の職員の作業内容を十分に把握しておらず、また、全体の作業の進行状況を統括して管理する職員がいなかったことなど、作業結果を十分に確認しないまま、納税通知書を送付したことが原因です。

3 今後の対応

52名の納税義務者の方については、書面や訪問によりお詫びするとともに、変更前の納税通知書を返戻していただくための対応を行っています。

また、納税通知書の送付作業については、全体の作業の進行状況を統括して管理する統括責任者を配置するとともに、統括責任者を含め複数の職員で確認を徹底し、再発を防止します。